

ねん	くみ	なまえ
----	----	-----



こうつうあんぜんテスト
(1・2ねんせいよう)



令和2年7月号

ただししいものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① どうろの むこうがわで ともだちが あそんでいるのが みえたり
ともだちに なまえをよばれたりしたら ともだちみて そのまま
はしりだしてもよい。



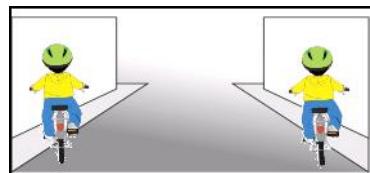
- ② しんごうがない こうさてんや まわりがみえにくい ばしょでは
とまつたり あんせんかくにんを しなくててもよい。



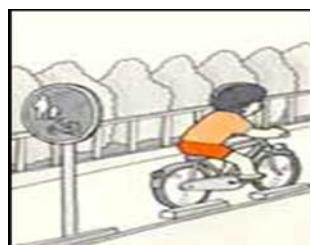
- ③ 「とまれ」の ひょうしきがある ばしょでも じてんしゃは とまら
なくてもよい。



- ④ じてんしゃは どうろのはしあれば どちらがわを はしってもよい。



- ⑤ じてんしゃは じゅうにスピードをだして ほどを はしるこが
できない。



<交通安全テスト>

令和2年7月号

解答・解説 (1・2年生用)

① どうろの むこうがわで ともだちが あそんでいるのが みえたり ともだちに なまえをよばれたりしたら ともだちをみて そのまま はしりだしてもよい。【×】

A : 走り出してはいけない。

立ち止まって、左右をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。

(3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。

● 道路交通法第12条（横断の方法）

1 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

● 道路交通法第13条（横断の禁止の場所）

1 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断してはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。



歩行者横断禁止

<指導のポイント>

子どもは、興味のあるものや知っている人を見掛けると、急に道路に飛び出しがあります。

子どもの交通事故の多くが飛び出しによるものです。

家や公園等から出るときには絶対に飛び出さないようにしましょう。

また、道路の向こう側にいる友達に、不用意に呼びかけないようにしましょう。

② しんごうがない こうさてんや まわりがみえにくい ばしょでは とまつたり あんぜんかくにんを しなくててもよい。【×】

A : 信号のない交差点や見通しの悪いところでは道路の端で立ち止まって、左右を確

認しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするととき）（抜粋）
 - (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
 - (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。
 - (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
 - (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
 - (5) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気をつけましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

子どもの交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

信号機のない小さな交差点や曲がり角などでも、一旦立ち止まり、しっかりと安全確認をしましょう。

③ 「とまれ」のひょうしきがある ばしょでも じてんしゃは とまらなくて もよい。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。
 - 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））
 - (2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
 - ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
 - イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。
- ※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）
- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間ですので、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止をしなければなりません。

徐行は一時停止とは言えません。必ず止まって、車が来ていないか安全確認をしましょう。

④ じてんしゃは どうろのはしだれば どちらがわを はしってもよい。【×】

A：道路の左端を走行しなければならない。

- 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

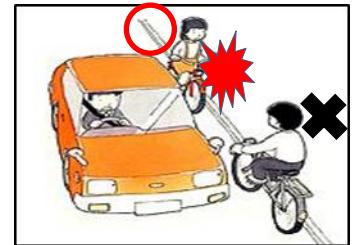
車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。
- 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。



⑤ じてんしゃは じゅうにスピードをだして はどうを はしることができます。【○】

A：歩道は歩行者優先です。自転車はすぐに止まれるような速度で走行しましょう。

※ 普通自転車の歩道通行 <概要>

道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
- ・ 70歳以上の者
- ・ 身体の不自由な人



自転車歩道通行可

の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合

は、歩道を通行することができる。

※普通自転車・・・車体の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの。

- ① 長さ 190 cm以内および幅 60 cm以内。
- ② 側車をつけていない。（補助輪は除く）
- ③ 運転者席が一つで、それ以外の乗車装置がない。（幼児用座席は除く）
- ④ ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある。
- ⑤ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない。

● 道路交通法第63条の4第2項（普通自転車の歩道通行（抜粋））

普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を行し、又は通行しようとする歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。

この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示

によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

自転車は、歩道を通行できる場合でも、歩道の車道寄りをすぐに止まることが出来る速度で徐行しなければなりません。

歩道は歩行者優先ですので、歩行者の通行を妨げるおそれがある時は一時停止しなければなりません。